

商品概要

(2021.4.1 現在)

| | | |
|-------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商 品 名 | | 後見支援預金 |
| 対 象 と な る 預 金 | | 普通預金（決済専用を含みます） ※別途、「後見支援預金にかかる手続申込書」をご提出いただきます。 |
| ご 利 用 い た だ け る 方 | | 家庭裁判所から後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方 |
| ご 利 用 期 間 | | 期間の定めはありません。 |
| 口 座 開 設 方 法 | | 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき口座開設いただけます。 |
| お 預 入 方 法 | | 随時預入れいただけますが、お預入の都度、「指示書」のご提出が必要となります。口座取引店でのみお取扱いただけます。 |
| 預入金額・預入単位 | | 1円以上1円単位 |
| お 引 出 方 法 | | 随時引出しいただけますが、お引出しの都度、「指示書」のご提出が必要となります。口座取引店でのみお取扱いただけます。 |
| 利息 | 適用利率 | 変動金利（毎日の普通預金の店頭表示利率を適用します） 決済用は無利息です。 |
| | 利払方法 | 毎年3月と9月の当金庫所定の日にお支払いします |
| | 計算方法 | 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算 |
| | 税金 | 20%の源泉分離課税（国税 15%、地方税 5%） ※復興特別税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 |
| 口 座 開 設 手 数 料 | | 11,000円（税込み） |
| 口 座 管 理 手 数 料 | | 年間 3,300円（税込み） |
| 付加できる特約事項 | | 「指示書」による自動送金サービス。自動送金サービスを行う場合は、所定の手数料が必要となります。 |
| 金利情報の入力方法 | | 金利は窓口へご照会ください。 |
| お 取 引 の 制 限 | | 口座取引店舗の窓口でのみお取扱いいたします。 |
| | | ATMでのご利用はできません。 |
| | | 総合口座としてのご利用はできません。 |
| | | キャッシュカードの発行はできません。 |
| | | 各種料金等の自動支払いおよび給与、年金等の受取りはできません。 （※ただし、上記「自動振込サービス」を除きます） |
| | | インターネットバンキングのご契約はできません。 |
| | | マル優のお取扱いはできません。 |

| | |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 苦情処理措置 | 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または顧客相談室（9時～17時、フリーダイヤル：0120-102-156）にお申し出ください。 |
| 紛争解決措置 | 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部（電話：0564-54-9449）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記顧客相談室または紛争解決センター（10時～16時）にお申し出ください。 |
| その他ご参考となる事項 | 全ての取引は、家庭裁判所の「指示書」に基づくお取り扱いとなります。 預金保険制度の対象となります。 |